

標題 : 総務省「各種ハラスメント対策の取り組み状況調査」について  
発信番号 : 自治労情報2024第0121号  
発信日付 : 2024年6月25日  
宛先(団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

日頃のご健闘に敬意を表します。

公務職場における各種ハラスメントの防止については、労働施策総合推進法等および各厚生労働省指針に基づき、防止に係る措置義務及び責務が課されています。総務省は、地方公共団体の各任命権者に対し、これまで「地方公共団体における各種ハラスメント対策への対応について」(令和5年12月27日付け総行女第32号)等により、各種ハラスメント防止対策の徹底を要請してきました。

地方公共団体をめぐる各種ハラスメントに関する課題については、特に今年度に入り、国会審議において度々取り上げられたり、また、報道が行われたりするなど、関心が高まりをみせていることなどから、改めて6月21日に、「地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底について」が発出されました。

単組におかれては、本通知に関し、措置義務の徹底がなされているか当局に確認し、各種ハラスメントの防止にむけて労使で一体となり取り組みを進めていただくよう、よろしくお願い致します。

なお、6月21日に、地方公共団体における各種ハラスメントに関し、雇用管理上の措置等の取り組み状況を把握するフォローアップ調査の実施についての事務連絡が発出されました。今年度は必要な措置等の取り組み状況に加えて、各地方公共団体における各種ハラスメント対策の具体的な取組内容等についても調査項目となっています。関係単組におかれては、当局に対し、本調査に確実に回答するよう働きかけるとともに、取り組み内容の確認をよろしくお願い致します。

添付ファイル :  
【通知】地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底について.pdf  
01 【事務連絡】ハラスメント対策の取組状況について(照会).pdf  
02 調査票①.xlsx  
04 調査票②.xlsx  
06 (参考1)地方公共団体における各種ハラスメント対策への対応について.pdf